

基本目標1 産業の振興

【施策項目1：農業の振興】

- 農業基盤の整備への補助 1,509万円
(地方債：1,500万円)

生産力向上や農業経営安定化のために土地改良区が実施する農業基盤(用排水・区画等)整備費用の一部を補助します。

- 中山間地域等直接支払交付金 8,526万円
(道費：6,395万円)

中山間地域等は耕作に不利な地域であることから、農業者で形成する集落に交付金を交付し、担い手の減少・耕作放棄地の増加等を解消します。

- 農業後継者への補助 15万円

農家の後継者対策として農地購入または賃借にかかる費用の一部を補助します。

- 農業担い手対策 604万円
(地方債：600万円)

農業の担い手確保のため、オロロン地区農業担い手確保対策協議会が実施する各種事業費の一部を支援します。

- 農業経営基盤強化資金の利子助成 5万円
(道費：2万円)

農協が農業者に貸付した農業経営基盤強化資金の未償還貸付残高の利子相当分を助成します。

- 農業水利施設の維持管理 1,713万円
(道費：1,095万円、まちづくり応援基金616万円)

羽幌二股ダム、羽幌ダム、頭首工、揚水機場、用水路の維持管理や施設点検整備を行います。

- ・羽幌二股ダム管理委託、観測機器等設備点検委託
- ・羽幌二股ダム艇庫屋根改修工事
- ・水利施設管理強化事業(羽幌ダム管理費)補助

- 経営所得安定対策直接支払の推進活動への補助 501万円
(道費：501万円)

販売価格が生産費よりも恒常的に下回っている作物を対象に、差額分を補てんすることで農業経営の安定化と生産力の確保を図るための活動に対し補助します。

- 水稲病虫害予防防除への補助 4万円

町有地での病虫害発生を予防し、周辺農地への被害防止を図るため、除草剤などの散布に係る経費を補助します。

- 農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図る地域活動への支援 2,740万円
(道費：2,064万円)

地域の人々が協力して行う農道や用排水路などの施設修繕、農村風景の美化など環境に配慮した作物生産に対して交付金を交付します。

- 有害鳥獣の駆除対策 306万円
(道費：7万円)

農作物などの被害防止のため、エゾシカなど有害鳥獣の駆除を実施します。

また、ハンター育成のため狩猟免許取得にかかる経費の一部を補助します。

- JAるもい販路拡大PRイベントへの支援 77万円
(まちづくり応援基金：77万円)

JAるもい販路拡大PRイベント実行委員会が首都圏等で実施する農畜産物の販路拡大のためのイベントを支援します。

【施策項目2：漁業の振興】

■ 漁業新規就業者への補助 405万円

漁業後継者等を育成するため免許取得などにかかる費用の一部を補助します。

【対象経費】

- ・短期技術取得（小型船舶操縦士、無線技士、潜水士）
- ・漁船買取、建造
- ・漁業機器等の購入
- ・経営継続支援

■ 羽幌港荷さばき地整備事業 4,091万円
(地方債：2,000万円、まちづくり応援基金1,000万円)

漁業者の作業負担を軽減するとともに水産の振興発展を図るため、北るもい漁業協同組合が実施する羽幌港第4港町荷さばき地（ホタテ増養殖作業小屋背後地）の舗装整備を支援します。

■ トド・オットセイ被害への対策 222万円

トドなどによる刺し網被害が発生していることから、漁協が被害を受けた漁業者に貸与する刺し網購入費用に対して助成します。

■ 漁業近代化資金利子補給事業 115万円

漁業近代化資金助成法に基づき、漁業者に資金を貸付けする融資機関に対し、利子補給金を交付します。

【施策項目3：林業の振興】

■ 町有林の管理・整備 136万円
(森林環境譲与税：136万円)

災害の未然防止や、さらに良質な木材を生産するため、林道を整備し、町有林を適切に維持管理します。

〈林道整備〉 L=2,714m

■ 留萌中部森林組合への補助 350万円
(森林環境譲与税：200万円)

民有林の適切な整備、森林所有者への造林指導など留萌中部森林組合の活動に対し、その経費の一部を補助します。

■ 森づくり推進事業補助 956万円
(道費：588万円)

人工造林を行う森林所有者に対し、費用の一部を補助し、負担軽減を図ります。

■ 外国人技能実習生受入れへの助成 690万円

町内の漁業従事者の確保、漁業振興を図るため、1年以上継続して外国人実習生を受入れる事業主または団体へ、受入れに要する費用の一部を助成します。

【助成内容】

・外国人実習生1人につき30万円(同一人一回限り)、1年以上の雇用を確認した後に支給します。

■ 離島の魚介類の海上輸送費への補助 419万円
(国費：209万円)

離島の水産業の振興を目的に魚介類を島外に、その原材料等を島に海上輸送する費用の支援をします。羽幌町離島産業活性化協議会に対し、その費用にかかる一部を補助します。

■ 離島漁業再生支援交付金 1,286万円
(道費：971万円)

離島漁業の再生を図るため、ウニ人工種苗放流などを行う漁業集落に対し支援を行います。

■ 私有林整備事業の補助 1,672万円
(森林環境譲与税：1,672万円)

私有林を整備する森林所有者に対し、費用の一部を補助し、森林の有する多面的機能の維持・増進を図ります。

- ・私有林整備事業補助金 908万円
- ・私有林整備推進事業補助金 764万円

■ 天売地区共生保安林の管理 285万円
(森林環境譲与税：216万円)

天売地区の保安林を良好な状態に保つための維持管理を行います。

- ・ノゴマ館のトイレ清掃
- ・遊歩道周辺の草刈りを実施
- ・遊歩道管理道路の維持補修

【施策項目4：畜産業の振興】

■ 中留萌酪農ヘルパー利用組合への補助 71万円
(まちづくり応援基金：71万円)

酪農家が計画的に休日を取れるための酪農ヘルパー制度事業に対し、補助します。苦前町、羽幌町、初山別村3町村共同による事業です。

■ 畜産担い手対策 225万円
(受益者分担金：194万円、まちづくり応援基金：31万円)

畜産振興を図るため、(公財)北海道農業公社が実施する草地整備工事にかかる経費の一部を支援します。

■ 酪農学園大学連携事業 101万円
(まちづくり応援基金：101万円)

焼尻めん羊牧場において、将来、めん羊の飼養を考えている学生を対象に体験学習の場を提供し、また、その費用の一部を負担します。

【施策項目5：商工業の振興】

■ 羽幌町商工会への補助 1,775万円
(地方債：1,000万円)

小規模事業者の経営改善を支援する経営改善普及事業に係る人件費や事務経費の一部を補助します。また、商工会が取り組む地域振興のための事業の一部を補助します。

〈主な内容〉

- ・経営改善普及事業（人件費、事務経費）
- ・地域振興事業（ワンコイン商店街事業等）

■ 商工会青年部及び女性部への補助 131万円

地域活性化を目的に実施している商工会青年部主催の「ふるさと大盆踊り大会」や「綱引き大会」、「女性部創立50周年記念式典」経費の一部を補助します。

■ 中小企業等への各種補助 448万円

町内で新たに事業を始める企業や既に事業を営んでいる企業を対象に各種助成を行います。

【補助内容】

- ・事業場等の立地(新設・増設)に対する助成
- ・事業を営んでいない個人の創業に対する補助
- ・空き店舗の活用に対する補助
- ・離島観光事業者が行う設備改修等に対する補助
- ・新商品、新サービスの開発に対する補助など

■ 乳牛検定への補助 30万円
(まちづくり応援基金：30万円)

乳牛検定(牛群及び個体牛の乳質・乳量を調査)を支援し、各生産農家の優良牛群の確保と経営安定を目指します。

■ 焼尻めん羊牧場の管理運営 2,396万円
(めん羊売払収入：798万円・国費：27万円)

・まちづくり応援基金：1,101万円・地方債470万円)

必要な資材及び運営経費を算出し、町営焼尻めん羊牧場の円滑な運営を図ります。

■ ハートタウンはぼろ管理運営 5,376万円
(使用料等：5,161万円・まちづくり事業基金：215万円)

中心市街地の活性化や地域のにぎわい創出のため、ハートタウンはぼろを運営管理します。

- ・施設管理費 5,161万円
- ・施設補修費 215万円
(非常用照明蓄電池取替修繕 など)

■ 中小企業者等の販路拡大へ補助 30万円

町内の中小企業者等が行う自社製品の販路開拓に補助します。

【補助対象者】

自社製品の販路拡大を目的とした事業を行う町内の中小企業者等
※「中小企業者等」とは、中小企業者・農林漁業者・漁業協同組合・農業協同組合 など

【補助内容】

中小企業者等が自社製品の商談を目的とした見本市等に参加する経費のうち、補助対象経費の1/2を上限として最高10万円まで補助します。

(対象経費)

出展料、会場設営費、運搬費、資料作成費、旅費 など

■ 中小企業特別融資制度資金利子補給事業 147万円

中小企業特別融資制度利用者に対し、利子の一部を助成します。

■ 人材育成支援事業 10万円

中小企業者等が新たな事業展開を行うため、専門知識の習得や技術向上に必要な講習等への参加経費を補助します。

【補助対象者】以下のすべてを満たしていること
 ・町内に6カ月以上在住し、営業している中小企業者等
 ・町税の滞納がない者

【補助対象経費】
 専門知識の習得や技術を向上するための講習、資格取得等に関する経費※の総額が5万円以上の場合
 ※資料代、受講料、認定料、旅費など

【補助金額】
 補助対象経費の1/2(1件につき限度額10万円)

【注意事項】
 ・資格は、国または民間団体の認定のものに限ります。
 ・補助金交付は年度内1回を限度とします。
 ・上位資格の取得も対象とします。(既存資格更新の場合は不可)
 ・資格取得や講習会等参加を証明できるものが必要です。
 ・事業所内で同一の資格を持っている者がいる場合は対象外です。

■ 製造業者の水道料金の一部補助 276万円

工業振興を図るため、製造業者が負担する水道料金の一部を補助します。

【補助内容】
 1月～12月の給水量が1,000m³を超えた部分に対し1m³当たり60円を補助します。

■ 離島プロパンガス補助事業 34万円 (道費：15万円)

離島地区のプロパンガス価格安定のため、事業者に対し海上輸送費を補助します。

■ 6次産業化に向けた取組みへの補助 223万円

農林漁業の6次産業化に向けた取組みに対して補助します。

■ 社宅の建設に助成 100万円

町内に従業員用の住宅を建設する個人または法人に対しその費用の一部を助成します。

【助成対象者】
 次の要件を満たすもの。
 ・税等公共料金の滞納がない
 ・暴力団員でない

【助成内容】
 社宅の建設に要した工事費の一部を助成。
 (地質調査・設計費・工事管理費・外構工事費を含む)

■ 中小企業融資貸付事業 4,000万円 (町預託金：4,000万円)

町内の中小企業者の円滑な資金運営のため、事業資金を金融機関の審査により低金利で融資し、その融資制度資金の原資の一部を金融機関へ預託します。

〈中小企業特別融資貸付〉 融資枠 7億円
 町預託金 4,000万円
 金融機関 6億6,000万円

■ 中小企業者持続化支援事業 190万円

中小企業の振興を促進するため、中小企業者等の収益増加につながる投資や設備改修費用等に対して助成します。

【助成対象者】以下のすべてを満たしていること
 ・町内で1年以上営業している中小企業者
 ・町税の滞納がない者
 ・経営計画を策定している者※
 ※中小企業診断士等が作成に加わり、商工会による認定が必要

【助成要件】
 収益増加につながる設備の導入・更新、店舗内装等に関する対象経費の総額が50万円以上の場合

【助成金額】
 ・一般 助成対象経費の1/3(限度額30万円)
 ・事業承継者※助成対象経費の1/2(限度額100万円)
 ※4親等以上の者へ承継される場合に限り。

■ 地域特産品販売促進事業 56万円

さっぽろテレビ塔で町のPRを行い、地元特産品や観光誘客の拡大を図ります。

【 施策項目 6：観光の振興】

■ 羽幌町観光協会への補助 2,133万円 (地方債：1,000万円)

観光を通して町のPRを図るため、運営及び事業経費に対して補助します。

〈主な内容〉
 ・事務局運営費
 ・観光案内所運営経費、観光リーフレット制作
 ・はぼろ花火大会
 ・はぼろ秋祭り（10月）など各種イベントの開催

■ 観光協会支部への補助 116万円

天売島・焼尻島で実施されるイベント等の経費の一部を補助します。

〈主な内容〉
 ・天売花火打上
 ・焼尻めん羊フェア

■ 離島観光振興促進プロジェクト 実行委員会事業への補助 134万円

謎解き宝探しなど誘客推進事業に補助します。

■ 観光誘客推進事業 241万円 (道費：90万円)

観光客入込人数の増加を図るため、各種観光誘客プロモーションを実施します。実施場所や時期などは羽幌町観光協会とも連携し、最も効果的なPRを計画的に推進します。

【 施策項目 7：雇用の創出】

■ 季節労働者の援護事業 172万円

冬期間の季節労働者の雇用対策として、公共施設の除排雪業務を委託して行います。

■ 企業等との連携を促進 66万円 (まちづくり応援基金：66万円)

専門的知識や技術を持つ企業、学校等との連携によって双方の利益と活性化を図ります。

〈主な内容〉 包括連携協定を結んでいる、札幌ベルエポック製菓調理専門学校と本町の特産品を活用した商品開発をはじめ、食の分野における活性化に向けた取組を実施

■ はぼろ温泉サンセットプラザの管理・運営 5,438万円

(国内クレジット制度(CO₂排出前減量)売却金：9万円
 ・利用納付金：180万円・入湯税：587万円
 ・まちづくり事業基金：1,223万円)

はぼろ温泉サンセットプラザ(いきいき交流センター)の管理運営は、現在、民間事業者による指定管理で行われています。

〈指定管理者〉 株式会社アンビックス
 〈指定管理料〉 4,200万円
 〈施設設備修繕ほか〉 1,238万円

※指定管理により管理運営を行っていますが、建物や設備の大規模な改修は町が行うこととなっています。

■ サンセットビーチの運営管理・整備 1,563万円 (施設使用料：53万円、道費：240万円)

・施設の運営管理 1,112万円
 光熱水費のほか、維持管理経費
 開設期間の維持管理、運営は民間に委託し実施

・施設の整備 451万円
 設備の修繕、海岸漂着物の処理

■ はぼろバラ園の運営管理・整備 554万円 (施設電気使用料：14万円・まちづくり応援基金：74万円)

・施設の運営管理 488万円
 光熱水費、維持管理経費

・町民ボランティアとの協働による栽培管理 66万円
 バラ園の栽培管理や活用促進を羽幌町と町民ボランティアの参画による協働により推進していく体制を構築して町民の交流促進、地域活性化を図ります。

■ 勤労者福祉事業への補助 5万円

勤労者の福祉事業の推進や労働条件の改善等に係る事業を実施している連合北海道羽幌地区連合会に対し経費の一部を補助します。

■ 勤労者施設等の維持管理 290万円

・勤労者研修センター 73万円
 ・勤労青少年ホーム 217万円
 運営管理費 など

■ 求職者を雇用する事業所へ助成 732万円
(地方債：730万円)

雇用の拡大、定住の促進を図るため、新たに求職者(町民)を雇用する事業者に対し、経費の一部を助成します。

【助成対象者】

- ①町民を正社員又は常用パート社員として雇用し常勤労働者数が増加した事業者
 - ②町民の常用パート社員を正社員として正規雇用了事業者
- ※雇用した者の1週間所定労働時間が35時間未満の場合は対象外となります。

【助成金額】

- ①正社員を雇用してから1年経過するごとに36万円(雇用した正社員が障がいを持つ方または新卒者等(※)の場合は48万円)を交付します。【3年限度】
 - ②常用パート社員を雇用してから1年経過で12万円(雇用した常用パート社員が障がいを持つ方または新卒者等(※)の場合は18万円)を交付します。【1年限度】
- (※) 新卒者等・・・学校教育法に規定する学校・専修学校等を卒業後3年以内の者

■ 外国人技能実習生受入れへ助成 90万円

町内の水産加工業従事者の確保、水産業の振興を図るため、1年以上継続して外国人実習生受入れを行う事業者へ、受入れに要する費用を助成します。

【助成内容】

外国人技能実習生1人につき30万円を助成します。
(同一人1回限り)

■ 人づくり補助事業 98万円
(人づくり事業基金：98万円)

まちづくりのための人材育成に係る事業に対し、その経費の一部を補助します。

【補助対象】

会場使用料、講師謝礼金、交通費、宿泊費、印刷費、研修会等への参加費、テキスト代など

【補助金額】

- ・青少年を対象とする事業
補助対象経費の3/4以内、限度額100万円
- ・町民を対象とする事業
補助対象経費の2/3以内、限度額100万円
- ・未来の人づくり事業
補助対象経費の10/10以内、限度額は講習会等の開催場所に応じ、道内3万円、道外5万円、国外15万円

■ 地域おこし協力隊事業 122万円

都市住民を地元へ受け入れ、地域おこし活動や農林漁業の応援などに従事し、交流人口の増加や移住・定住者増加に向けた活動を展開します。

■ 離島魅力発信事業 121万円
(まちづくり応援基金：111万円ほか)

全国の島々が集まるイベント「アイランダー」へ参加し、天売・焼尻の魅力配信と離島への移住定住を都市部にPRします。

■ 移住定住促進事業 40万円

移住・定住の促進を図るため、都市部で開催される移住交流イベントに参加します。

■ 移住就業支援事業 100万円(国費：50万円、道費：25万円)

人口の東京圏一極集中の是正と、地方の中小企業等の担い手不足対策として、国、道、市町村が連携して行う事業です。東京圏から移住して就業された方に対し、支援金を給付します。

【対象要件】

- ・東京23区に5年以上在住又は条件不利地を除く東京圏に5年以上在住し、5年以上東京23区へ通勤していた方
- ・支援金の申請時において移住後3か月以上1年未満の方
- ・就業先は北海道が支援金の対象としてマッチングサイトに求人情報を掲載した中小企業等であること
- ・申請日から5年以上継続勤務する意思を有していること(申請書内で確認)
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業し、申請時に連続して3か月以上在職